

## 近世市町の形成とその空間的特質

岡村 治\*

### I はじめに

本稿の目的は、歴史地理学の立場から近世市町の形成過程にみられる空間的な特質解明にむけた予察的検討を試みることにある。

江戸時代初頭、日本各地ではまさに都市の建設ラッシュともいえる状況にあった。それは、戦国期城下町を淘汰し、新たな城下町を建設することにとどまらず、在町の新設や整備を含めた広範な現象であったことが注目される。とくに関東における在町の整備は、六畜市の興行（市立て）を前提にした新たな町の建設（町立て）が数多く見られる点の特徴である。

江戸時代初頭において、このように市と町が組み合わされた都市、言い換えれば市立てと町立てが同時進行のうえにできあがった町場を、中世のそれと区別する意味で本稿では「近世市町」と称する。今日の関東および東日本の地方都市をみても、近世市町を基に宿場や港津機能を併せて発展したところが多い。また、月に6回の開催を旨とする六畜市は、開催日を異にする近隣の六畜市と相互に関連づけられることで、一定の地域に市町のネットワークを生み出した。その意味では、近世市町の空間的な特質解明は、現代の都市基盤や都市網の理解とも密接に関係するものと考えられる。

これにたいして近年、日本中世史や近世史の歴史学分野とともに、建築史や考古学の分野から、都市の形成プロセスに関する注目すべき見解が相次いで提示され、都市史研究が活発に展開されている。そのなかで、中世の「市町」に関する成果は類型化に関する見解を含めてかなりの蓄積をもったが<sup>1)</sup>、近世市町へ展開については検討の余地を多く残しているように思う。

その検討を阻んできた理由として、筆者は、市の具体像がいまだ把握しきれていないことと関係していると考えている。言い換えれば、市の歴史的展開のなかで六畜市の「かたち」や「しくみ」など素朴かつ根幹的な部分で重要な説明を見落としているのではないかと思われる。

そこで、本稿ではまず従前の研究を参照しながら市町形成に関わる課題を整理し、それをふまえて2、3の事象に注目しながら予察的検討を行いたい。

### II 近世市町形成に関する研究動向とその課題

市町形成を論じた研究は、従来、都市の形成や発達に関心を寄せた日本中・近世史の研究者によって進められてきた。しかし長い間、中・近世史が対象としたものは都市＝城下町であったため、市町形成についての研究はそのなかに付帯的に位置づけられていたに過ぎない。

昭和4年(1929)に鳥羽正雄が提示した中世都市発達模式図は日本における都市史研究の嚆矢とも言えるもので、形態論と機能論との統合を指向したモデルとして後の都市発達史研究の指針となった<sup>2)</sup>。また、昭和戦前期における都市史研究の到達点は原田伴彦の研究に代表されるが、中近世移行期をも射程に収めた研究を示したものの、主たる対象は巨大都市に向けられていた<sup>3)</sup>。

形態や機能の点から市町形成の実証的研究をリードしたのは、松本豊寿<sup>4)</sup>や小林健太郎<sup>5)</sup>らの研究であった。両者は、戦国期土佐国の市町を対象に、長宗我部検地帳を基礎史料とした点で共通するが、小林の場合は市町の形態復原のうえにたつて機能的側面を考察しようとするところに特色があった。ただし小林は、戦国期市町の地域における相対的な中心性を抽出することに主眼をおいたため、その復原検討は町屋敷の「規模」に依拠したものととなった。したがって、市や、市町の住人による商業活動など、「機能」についての具体的言及は乏しかった。

これに対し、近年活発な都市史研究には、地籍図や絵図、絵画的史料を援用した景観復原を基礎に、町割・屋敷地割や建物・間取りなど、ミクروسケールな「かたち(形態)」に詳細な分析を加える研究が多く、研究動向の特徴とも言える。現象分析に力点を置いたオーソドックスな手法が広領域の研究分野の関心を集め、市町形成を対象とした研究も大きく進展した<sup>6)</sup>。

\*立正大学 地球環境科学部地理学科

なかでも注目すべきは、藤田裕嗣が提示した市町形成の理念的プロセスのモデル<sup>7)</sup>、そして伊藤裕久による中世市町から近世市町への段階的・形成の指摘<sup>8)</sup>であり、両者は市町形成の研究を画期づけるものと考えられる。

藤田は、市庭の類型と市町形成との対応を整理し、市庭の類型を5つに区分してその発展系列を提示した。その類型区分で注意されるべきは、市舎設置や定住者の出現までを含んだ「自然発生的」に進行するケースと、市屋敷や町屋敷といった屋敷群が町並みプランによって生成される「計画的・人為的」な市町形成とを、明確に区別した点にあると言えよう。さらに、自然発生的な市庭が計画的な市町へ発展したケースについての説明では、「その場合は前者の性格を全否定した新しい市庭の建設」との見方を示している。つまり藤田は、市町形成をそれ以前の市庭とは全く性格の異なる新しいしくみ(機能)をもった「場」である、と説明しているのであり、これは重要な見解と考える。

伊藤は、戦国期から江戸時代初期の会津高田を事例に、町割・屋敷地割の形態復原を通じて、市町住民の集住単位が通りを軸に東町・西町で構成される「片側町」(中世市町)から、上町・中町・下町という等長の「両側町」(近世市町)へ再構築されたことを明らかにした。そしてその変化の背景として、寛永期における市立方式の変化が関係していたことをあげている。しかし残念ながら、市立方式の具体的変化については言及されていない。

市町形成に関する近年の研究動向において、さらなる検討課題として求められることは、冒頭に述べたように「かたち(形態)」と「しくみ(機能)」の両面からの検討であろう。とくに、筆者は「しくみ」を検討する具体的手法として、近世市町の形成過程における「人」の関与に注目することが重要ではないかと考えている。このような観点から、以下では作業仮説も含めて具体的検討を進めてみたい。

### Ⅲ 市引き伝承にみる市町形成

「市引き」とは、市をもとあった場所から別の新しい場所へ移す行為に対する呼称で、中世から散見できる事象である。天正14年(1586)に豊臣秀次が近江八幡に対する薬市令に「在々所々の諸市、当町へ相引くべき事」と記したことは広く知られている。しかしながら、その行為自体については、従来あまり顧みられなかった。

筆者は旧稿において<sup>9)</sup>、「市引き」という行為が旧来の市開催権を有する人物によって市が移されることを意

味するものであったことを、秩父地方小鹿野町の事例にもとづき紹介した。そして、市立て(六畜市の開始)は町立て(町場建設)に自動的に付帯したモノでなく、従来の市を継承することによってはじめて成立するものであったとし、市引きが近世市町の成立に不可欠な前提条件であったとの考えを示した。

ここでは課題を深化させるためにも、小鹿野市引きの概略を確認し、そのうえで市町形成に関わる人と権益について再度注目してみたい。

小鹿野は慶長初年に町立てされ、5・10を市日とする六畜市は同4年(1599)に始まった(市立て)とみられる<sup>10)</sup>。この小鹿野の町立てと市立てについて、江戸時代後期に作成された「小鹿野町由緒書」<sup>11)</sup>のなかに次のような伝承が記録されている。

(前略) 岩田忠兵衛は薄村薬師堂へ居住、寺へ宝養寺、屋敷跡居住之節より殿ヶ谷戸字申なり、屋敷崎并並木と云、岩田居住之時並木有之、是より字並木と成、此先ヲ島居云、岩田居住故右之字弓なり、岩田氏之祖神氏神祭、丹生明神なり、屋敷先丹生明神祭置也、小鹿野町場相成付、大河内金兵衛様より屋敷拝料、薬師堂よりの浪人小鹿野越候、此時薄村薬師堂より市持参致なり、小鹿野へ市引成。(後略)

ここで注目されるのは、薬師堂から小鹿野への「市引き」が岩田忠兵衛という人物の移住に伴うものであったと語られていることである。やや誇大な表現とも受け取れる「市持参致」という表現が用いられた背景には、市立てに関わる権利の存在を想定せざるを得ない。

薬師堂在住当時の岩田忠兵衛については、田中圭一が述べているように<sup>12)</sup>、鉢形北条氏配下の代官的商人として薬師堂の市の開催と徴税の任にあたっていた、との措定が適切であろう。北条氏滅亡後、徳川氏による関東支配は積極的に旧在地代官層の登用をはかったことが知られるが、岩田忠兵衛もそうした例の1つと考えられよう。

江戸時代前期、岩田忠兵衛は移住した小鹿野において小鹿野陣屋所轄諸村の割元役を勤めた。小鹿野町由緒書に記される、岩田忠兵衛が徳川氏代官大河内金兵衛から屋敷を拝料したとの伝承も、領主的意向を反映した移住であったことを主張している。

さて、岩田忠兵衛の市引きについては、もう1つ注目を要する史料が伝えられている。寛永21年(1644)に作成された、忠兵衛の子忠左衛門によって達雀宿の権利をめぐる次の訴状である。ここでは埼玉県史にも所収され

る田嶋家文書<sup>18</sup>ではなく、虫食いが少ない岩田家文書を用いる（文中下線は筆者による、以下同）。

乍愚以書付を申上候事

一、小鹿野町之市老々月に五度づつ立申候が、拙者親才覚を以て六度之市に相定候故、代々連雀之宿拙者仕候所、同町之四郎右衛門連雀之宿可致由御手代へ申上候へば、五郎兵衛殿前々を御存知之通被仰付候へば、五郎兵衛殿へ四郎右衛門恨を申、却て五郎兵衛殿へ御こうはんを付申により、五郎兵衛殿御ためを被存、高山村左近、鬼石町衆、出牛村忠左衛門、小森村七郎兵衛被被申候、手様は午ノ十月より未ノ極月迄四郎右衛門に連雀之宿致させ申、正月より拙者所へ帰し被申候筈に扱被申候、其上五郎兵衛殿親子三人之衆被御様に、此義以来六ヶ敷成候へば御申分被成可被下由御定に候間、不及是非四郎右衛門方より手形を取相済申候  
(中略)

右之条々四郎右衛門、大宮町多左衛門・惣兵衛被召出様子御尋被仰付所仰候、仍如件

寛永拾陸老年  
申七月八日

小鹿野町 忠左衛門

御代官様

右之通目安上候間返答書致対決可被申候、以上  
申七月八日

大 与三衛門

小鹿野町 四郎右衛門  
大宮町 多左衛門  
惣兵衛  
参

この訴状は冒頭で、忠左衛門(岩田氏)が「連雀宿」を営む経緯として、親忠兵衛が小鹿野の市に果たした功績を理由にあげている。その功績とは、小鹿野に月に5回開かれていた市を6回にした「才覚」を指している。この増えた1回分の市は「晦日市」であったことは、同

じく岩田家文書にある承応3年(1654)9月晦日付けの内済証文から推定できる。

したがって、小鹿野の市は当初、完全な六畜市ではなかったことがわかる。薬師堂に晦日(30日)の1回を残し、小鹿野では5・10・15・20・25の5回を開催するかたちで行われていたのである。こうした薬師堂と小鹿野の関係は、例えて言えば中世市町から近世市町への細胞移植であり、それをコーディネートする権利が岩田忠兵衛という人物もしくはその立場に付帯していたと理解したい。

近世市町としての小鹿野はこのような市引きによって始動したのであるが、六畜市の運営には上中下の3町それぞれにおかれた「市頭」があたっていたと考えられる。「小鹿野町由緒書」には「小鹿野町は吉田・岩田・横田・出浦・山田・田嶋右六名と云なり」と記され、町の重立衆6家の来歴が略記されている。その記述を簡潔に整理した第1表によれば、町場に近接する新井集落を出自とする田嶋氏を除き、他の5家の前住地は西秩父の谷々に分散している。これら重立衆の移住年次を特定することは難しく、またこの伝承記録が江戸時代後期に作成されたことを勘案すると、町立て当時の住人構成を表しているとは言い難い。しかしながら、岩田忠兵衛の移住に関する次の記載は留意する必要があると思う。

岩田薄村薬師堂より小鹿野へ出候時、召連候家族共近所へ取立置候、名字も無之に付、薄村之内宇遠藤に差置候に付右之遠藤を取遠藤と可付くと岩田祖申付遠藤也、大木は薬師尊前に沢有、其入に樫大木有、其本家有て夫より小鹿野へ召連られ其方は大木近所より出候故大木と可付と申付、夫より名字大木申也、老人は十輪寺大門先に差置申候

岩田忠兵衛の小鹿野移住が、いわゆる一族郎党とともに行われたことを示唆する記述である。薄村遠藤や薬師堂門前から召し連れてきた人々を、小鹿野の町場に住ませたと伝えている。ここでは「家族」という表現が用

第1表 小鹿野重立衆の構成

氏名	町名	前住地	備考
岩田忠兵衛	上町	薄村薬師堂(殿ヶ谷戸)	連雀見世/割元役
田嶋四郎右衛門	上町	上小鹿野村新井	
吉田左馬助	中町	上吉田村小河	連雀見世
山田市左衛門	中町	下小鹿野村竹ノ内	
出浦太郎右衛門	下町	薄村穴部	連雀見世
横田太郎右衛門	下町	上吉田村田中	

(岩田家文書「小鹿野町由緒書(年次)」により作成)

いられているが、薬師堂在住時における岩田氏の被官を指しているのであろう。さらなる検討は他日を期すこととし、ここでは近世市町への移住の態様に、同族的あるいは集団的特性が認められることを指摘しておきたい。

市引きという行為を軸に近世市町の形成過程を小鹿野について検討してきたが、筆者はこれが小鹿野固有の現象とは考えない。岩田忠兵衛に対する大河内金兵衛との関わりなど、町立てと市引きの背後には徳川氏代官の積極的な関与が想定できる。関東西部では慶長期の陣屋設置に連動した市町形成が数多く認められるが、小鹿野に類似する事例は多かつたのではないかと推測している。その意味で小鹿野の市引きは、近世市町の形成を考える上で、1つの典型というべき内容を包含しているのではないかと考える。

#### IV 市町の空間構成

##### 1. 「庭」と「通」の二元的構造

つぎに、六斎市の「かたち」と「しくみ」を近世市町の空間構成との関連から検討してみたい。まず、売買の場としての市が、どのように構成されていたかを端的に示す記述が「秩父記」<sup>14</sup>にみられる。江戸時代後期の文政年間に、大宮郷（現在の秩父市）六斎市における絹売買の光景を描写した部分である。

けふは此丁市日にてあき人なとかれこれにぎへふ、柿うる者も多ければと、のへつ、此市へ絹を多く売買す、家の軒前にうすべり敷ていく所もおれり、近くの村々より白絹持出たかのなみ居たる者にさし出せば、あさいか程という、おのが心に叶はねば又と所に持て見す、さてかく買集めたる絹問屋有て、こりとなし、江戸へ下すになん其買物のあたひ定るをきくに、二百五十文に侍り、又は三百文に侍りなど絹を指もておしこきていう、初めの程はいぶかしかりしが、よくよく思へば此絹ごとごとく老定なれば、三分と二百文或いは三百文といへるにて、三分は定まりたる事なれば、夫が上のあたひをいへるなりけり

下線部分の記述に注目すると、六斎市における絹売買では、出店者は白絹を買い取る商人であって、生産者（もしくは仲買）が、居並ぶ商人を相手に買値を交渉している。市で買集められた白絹は、ここでは「絹問屋」と記しているが、いわゆる産地問屋＝絹買宿によって集荷され、三井越後屋や白木屋など江戸へ搬送されていった<sup>15</sup>。絹に関する限り、市への出店者は、大宮郷の町並みに店舗を構える絹買宿の商人、あるいは買継を生業とする商人であったことがわかる。

ここで注意したい点は、商人が見世をだす場所を「家

の軒前にうすべり敷て」と表現していることである。この場所については、松本家文書の「御用日記」<sup>16</sup>所載のつぎの記事が参考となる。

一、当郷市場廿一日、前々より私持分庭にて看見世出シ  
 庭為仕候様、去年中より私組下八右衛門口割役四郎左  
 衛門庭へ無体引取看見世為出申候、勿論御上様へ奉  
 願上御差因之上引取候儀に御座候はば奉恐入候、畢竟  
 四郎左衛門儀割役御役相勤候えは、八右衛門馴合の上  
 にて私を打検引取候かと奉存候、依之八右衛門方へ  
 前々の通仕候様度々申候得共一向承引不仕、不埒之接  
 接仕候に付、無是非御訴申上候、以御慈悲八右衛門  
 被召出御吟味之上前々之通看見世持分庭にて仕候様  
 被仰付被下候はば難有奉存候、以上

大宮郷名主

願人

縁右衛門

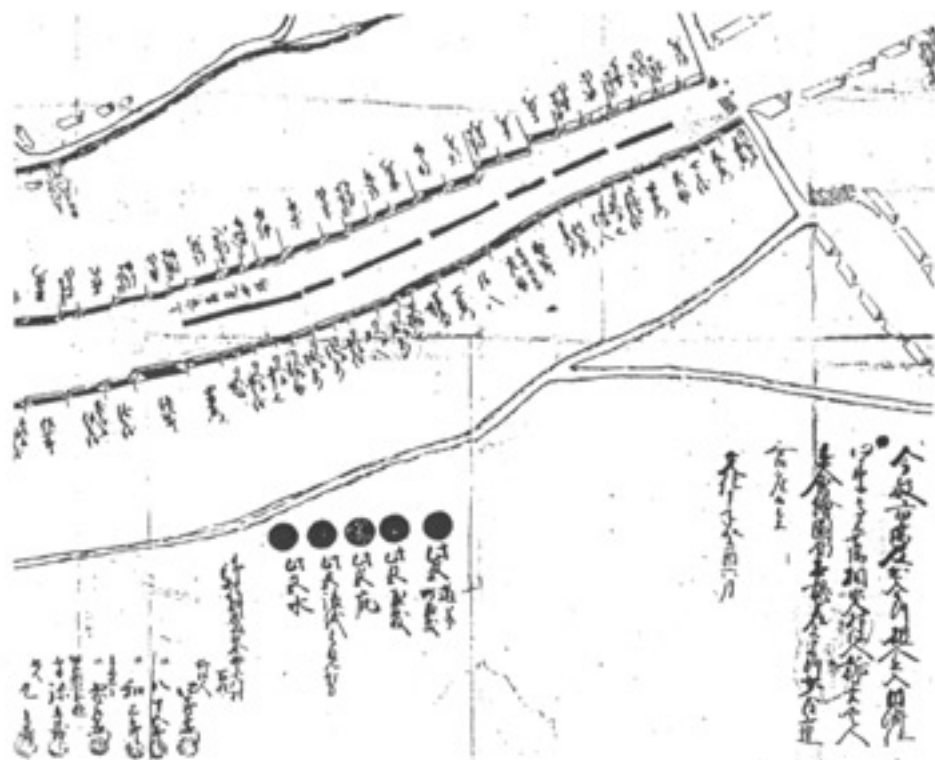
天明元年丑十二月

大宮郷六斎市で看見世を商う八右衛門の出店場所をめぐる争論であるが、下線部分にあるように看見世が出される場所は「私持分庭にて」もしくは「四郎左衛門庭」とある。つまり、出店場所が私的空間であることを明確に位置づけている表現である。

これらの事例は、旧稿で提示した市見世類型の模式図に基づけば、いずれも「前見世」というタイプに属するものと言ってよい。その場所は町屋敷と通との間に設けられた、奥行き1～2間の私的空間を利用するものであり、商人の呼び寄せや出店料の徴収をはじめとする市商人の差配は、屋敷主に委ねられていた。

他方、町通りに出される市見世には中見世や高見世といったタイプが存在し、これら市商人の差配は市頭に委ねられていたケースが多い。市見世の出店場所には、私的空間の「庭」に対して、公的空間としての「通」の存在を読みとることが可能と思われる。

ところで、「高見世」についてはまだはっきりしない点があるが、文化年間に作成された小川（現在の比企郡小川町）の市場絵図<sup>17</sup>によれば、その性格は基本的には「中見世」と同義的に用いられていたと思われる。この市場絵図の一部を掲げた第1図をみると、通の中央に「上市高見世場」と書き込まれた高見世の出店場所が明記されている。さらに、この絵図に併行して作成されたと思われる済口証文<sup>18</sup>によれば、この高見世差配は4名の重立があたり、葦や板縁台など商人に貸しだし、見世賃を取り集めてきたことが述べられている。証文では、



第1図 小川市場絵図（文化10年）

「小川村市出入内済立会絵図」（小川町、1998）を一部抜粋。

これ以後高見世に対する見世賃収入は、4名の重立衆と町との折半とすることが確認されている。争論以前の状況は不詳であるが、「通」の高見世差配が公的空間としての性格を強めたとも理解できる。

第1図ではもう1つ注目を要する内容がある。それは絵図凡例にも記される「庇」の解釈である。図中で「庇」は、家並みの通に面する側に黄色で着色され、1軒ないし数軒にわたって記入されている。この描写方法、すなわち庇が複数の家並みを一括している様子から、「町並みの家々は、二三軒ずつ黄色で描かれた庇でつながれている状態」とする説明も提示されている<sup>10</sup>。それは「庇」を家並みから通に向かって張り出した構造物の存在として理解している。しかし、この絵図の作成目的を考えてみると、構造物としての庇をあえて図中に描く必要性は乏しいと思われる。むしろ、凡例で取り上げられている項目をみると、「庇」は争論の対象でもある「高見世」と同様に扱われていることから、「庇」は構造物を超えた、市町の空間構成に不可分な意味をもっていたと想定できる。

筆者は、この「庇」の意を「庭」と同義的に解釈することがここでは妥当であろうと考えている。済口証文では4名の高見世差配に対置させて、「其外之者は持分庭中支配之分、面々割附諸商人差置来候」あるいは「銘々

見せ先は持分限貸附候処」とあるように、「庭」＝私的空間であることを明示している。江戸市中の底下空間を論じた玉井哲雄の見解<sup>11</sup>を参考とすれば、「庭」＝「庇（庇地・庇下）」＝私的空間という理解が適当であろう。

近世市町の空間構成に「庭」と「通」という2元性を見いだそうとする試みは、いまだ緒についたばかりで、その特性解明には「高見世」の実態や系譜を含めてさらなる検討が必要である。

## 2. 市の巡立と段階的形成

さて続いて、近世市町の「しくみ」を市と町との機能的関係の面から検討するために、大宮郷を事例として市の巡立の問題を検討してみたい。素朴な疑問に置き換えるなら、なぜ市は町内を巡立する必要があったのか、という問題である。

江戸時代の太田郷は、前述のように絹取引で繁栄したことで知られている。江戸時代中期には秩父地方における産地集荷市場としての地位を確立し、広域の集荷圏が形成されていた。当時の絹の流通は、六畜市・絹大市－絹買宿（産地問屋）－江戸大店（消費地問屋）の段階が主なもので、太田郷の絹買宿は江戸の三井越後屋や白木屋などとの代買契約に支えられていた。絹取引における代買の起源についてはわからないが、買宿についてはすで



に江戸時代前期の関東各地の市町で散見でき、その成立は古くに遡れると思われる。

たとえば、寛永8年(1631)に作成された寄居(現在の大里郡寄居町)の「市場割定帳」<sup>21)</sup>に、後に延宝6年(1678)に「絹売買場定」という条項が加えられ、六畜市の場から絹取引だけが独立していく様子が知られるが、そこではつぎのようなことが確認されている。

(前略) 右之通り先例ヲ用、名主年寄相談にて此度絹市場相究申候、商人持合一同に立合売買可仕候、右之所より外にて一切売買不仕、家買家売堅ク仕間締候、絹売り買入宿之儀は商人入次第に付可申候、若相背申候は如何様之御断請申候共少も御恨に存間敷候(後略)

市の取引を優先させるための家買家売の禁止は、中世末からすでに確認される条文であるが、その背後には買入宿の買宿化が進行していたことを示唆している。宝永6年(1709)に大宮郷で作成された「絹市場之定書」<sup>22)</sup>の末尾からは、当時絹買宿17軒が存在したことが、そしてそれらが下町と中町とに偏在していたことがわかる。条文のなかには家買家売を禁止し、違反した際には現物没収を規定した条項も含まれている。

一、絹市之事、朝五ツ時より市場へ出売買可致事、尤うちにて売買申事無用、若売買候ハ其絹定使方へ取上候様に相談申付候、右之絹売手買手両損

つまり、宝永期の大宮郷六畜市においては、絹買宿を中心とした取引が専横化することでたびたび混乱を生じ、従前の規範が守られなくなってきたことを表しているものと理解できる。

大宮郷は1・6を市日とする六畜市を、上・中・下の3町で開催していた。上町は1・26、中町は6・16、下町は11・21として、市は町内を巡立していた<sup>23)</sup>。ここで本節冒頭の疑問に立ち戻って、市の巡立について考えてみたい。絹買宿の偏在に表されるように、町の機能は3町が均質ということはない。他方、六畜市は市日をそれぞれの町内に2回づつ配分し、家買家売を禁止し、3町の均等化を指向した。筆者は、この一見背反する指向は、市町形成の特性と密接に関係しているのではないかと考えている。

再び大宮郷の市日配分に目を戻すと、上町の市日は中町や下町のそれと比べて特異であったことに気づく。六畜市の開催周期という点で均等を指向するならば、各町とも15日周期の市日となるよう配分されるのではない。つまり、月後半の2巡目は上町を16、中町を21、

下町を26とすれば均等となる。ところが実際には、上町だけが不合理な周期となっていた。

大宮郷の形成過程については、上・中・下の3町を一時に建設したのではなく、段階的に町並みを拡大したという見解が田中達也によって提示されている<sup>24)</sup>。大宮郷では戦国期末の天正年間には、下町と中町を範囲とした部分が成立しており、その後、徳川氏支配のもと慶長期前半までに新たに上町を増設することで近世市町の町割を完成させた、と述べている。すなわち、大宮郷の町立ては2段階が存在し、天正年間の第1次町立てと、慶長年間の第2次町立てとに分けられるとの指摘である。

さらに注目されることは、妙見社および宮地と密接な関係をもつ下町在住者の来歴、現在の横瀬町今市からの移住伝承をもつ久保家来歴と今宮坊の関係などが明らかにされ、それぞれの町には異なる来歴特性をもつ集団的特徴が認められるという指摘である。

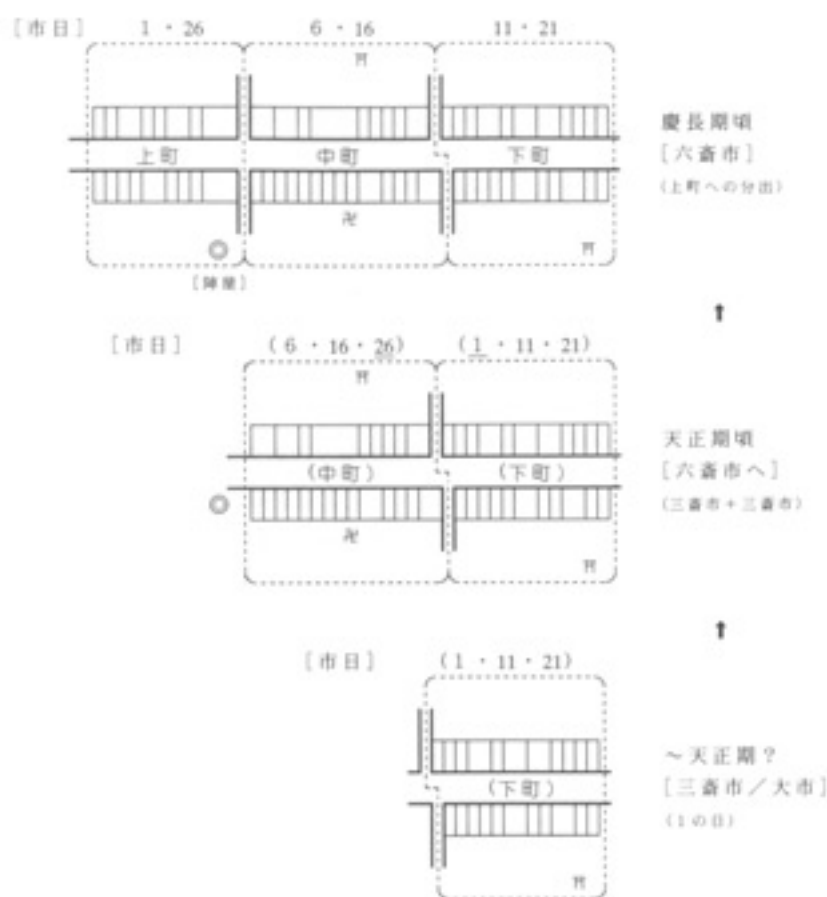
この指摘に示唆をうけつつ、大宮郷における近世市町への展開過程を模式化したのが第2図である。ここでは市日配分に注目して、第1次町立てと第2次町立ての間に、増設された上町への市の分出を位置づけた。

大宮郷における第1次町立ては、天正期頃の中町と下町との2町をもって成立した。もちろん当時の町名はそれぞれ後年のそれとは違っていたであろう。町立てと同時に市立てもなされ、その六畜市日は1・6で開始された。そこでの市日配分は、下町に1・11・21、中町に6・16・26と、均等に配分されていた。増設された上町の市日はこの両者からそれぞれ1と26を与えられたものと推定される。

さらに、天正期頃の六畜市を、毎月1の市日をもつ下町と6の市日をもつ中町とに、三畜市を合併したすがたとして捉えることも可能であろう。さらに、中町久保家の来住伝承をも考慮すると、天正期以前、すなわち第1次町立て以前の大宮郷には、妙見社の門前に下町の原型ともいべき中世市町の存在を想定できるのではない。そこでは三畜市と妙見社大市とが開かれていたと推定する。

## V むすびにかえて

本稿は、近世市町の形成過程にみられる空間的な特質解明にむけて、従前の研究成果をふまえて予察的検討を試みることを目的としていた。具体的には市引きや、庭と通、市の巡立とといった事象をとりあげ、いくつかの点で近世市町の「しくみ」究明へむけた手がかりを得ることができたものの、さらなる検討に委ねた部分も数



第2図 近世市町への展開模式  
(大宮郷を想定)

多い。

今後の検討をすすめるうえでも重要と思われる点は、中世市町との連関(連続性・不連続性)についてである。本稿では大宮郷を事例に近世市町への展開モードを提示したが(第2図)、再度この図で確認すべき点は、三斎市から六斎市への移行についての理解である。

これまで三斎市から六斎市への移行は概念的に捉えられてきたもので、管見による限り具体的なプロセスを例証した研究は見いだせない。筆者は、市立てと町立ての進行のなかに、それ以前の三斎市の合併が六斎市を生み出した可能性を指摘しておきたい。三斎市の合併には当然ながら新たな町立てが前提とされるであろうし、さらに市引きによる権利と人物の継承が必要であったと考えられる。

その意味で本稿の予察は作業仮説の域を脱しておらず、人の来歴と集団的特性についての追究をはじめ、より精緻に究明していく必要があると考えている。

【付記】

本稿の作成にあたり平成12年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A)「近世期関東における市橋商人の地域的展開と市場圏形成」(研究代表者 岡村 治、課題番号10780048)の一部を使用しました。

注および参考文献

- 1) たとえば、高橋・吉田編(1989)：「日本都市史入門1 空間」東京大学出版会、など。
- 2) 鳥羽正雄(1929)：中世末期の関東に於ける都市の発生過程(「人文地理学報」第1輯、都市地理研究)。
- 3) 原田伴彦(1942)：「中世における都市の発達」講談社(三一書房、1972年復刻)。
- 4) 松本豊寿(1967)：「城下町の歴史地理学的研究」古今書院。
- 5) 小林健太郎(1985)：「戦国城下町の研究」大明堂。
- 6) 代表的なものに、①都市史研究会編(1993)「年報都市史研究1 城下町の風景」山川出版社、②中世都市研究会編(1994)：「都市研究—中世都市研究1」新人物往来社、がある。
- 7) 藤田裕嗣(1996)：日本中世における市庭と広場、国立

- 歴史民俗博物館研究報告, 67, 159~176頁。
- 8) 伊藤裕久(1993): 近世市町の空間形成—会津盆地の在方市町を素材として—(前掲注1所収), 60~82頁。
- 9) 岡村 治(1999): 近世関東における市町と市掛商人の展開, 歴史地理学, 41-1, 20~31頁。
- 10) 岡村 治・川崎俊郎(1991): 西秩父における町形成と商業の展開—近世・近代の小鹿野町を事例として—, 歴史地理学調査報告, 5, 1~29頁。
- 11) 秩父郡小鹿野町加藤録郎家所蔵岩田家文書, なお翻刻は前掲注10, 138~140頁に所収。
- 12) 田中圭一(1993): 「帳箱の中の江戸時代史(下)」刀水書房, 38頁。
- 13) 埼玉県(1990): 「新編埼玉県史資料編16」, 730~731頁。
- 14) 竹村立義著, 文政6年(1824)刊(秩父市誌編纂委員会(1962): 「秩父市誌」, 360~361頁に所収)
- 15) 柿原謙一編(1995): 「秩父地域組織物史料集」埼玉新聞社。
- 16) 秩父市立図書館所蔵「松本家御用日記」(前掲注15, 史料No.155)。
- 17) 「小川村市出入内済立会絵図」(小川町(1998): 「小川町の歴史—絵図で見る小川町」, 138~139頁)。
- 18) 「比企郡小川村市場仕来澤出入済口証文(文化10年)」(前掲注13, 753~756頁)。
- 19) 前掲注17。
- 20) 玉井哲雄(1986): 「江戸 失われた都市空間を語る」平凡社, 78~105頁。
- 21) 大里郡寄居町岩田豊人家所蔵「武蔵国榛沢郡藤田郷寄居町市場制定之帳」(前掲注13, 725~729頁に翻刻所収)。
- 22) 柿原謙一保管文書「覚」(前掲注15, 史料No.053)。
- 23) 各町内は配分された2回の市日を、さらに町内2つの開催区域を設けて分割開催していた。
- 24) 田中達也(1996): 近世大宮町の形成過程, 歴史地理学調査報告, 7, 1~15頁。